鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

鳥取市長 深澤 義 彦

鳥取市条例第2号

鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例

鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例(平成23年鳥取市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び市民」を「並びに市民」に、「若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは」を「又は学ぶ人をいう。以下同じ。)及び事業者(市内において事業又は」に改める。

第2条第2項中「さまざまな病気に関わる人」を「感染症等の病気に関わる人、犯 罪被害者及びその家族又は遺族、性的指向及び性自認」に改める。

第12条を第13条とする。

第11条中「第7条」を「第8条」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条の見出しを「(市民、事業者及び市の協働)」に改め、同条中「市民及び 市」を「市民、事業者及び市」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を 加える。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重するとともに、その事業 活動において、差別のない人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるものとす る。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。